

1. 案内情報

手続名	: 鉄道線路の使用条件・譲渡条件の認可
手続根拠	: 鉄道事業法第 15 条第 1 項・第 2 項 鉄道事業法施行規則第 30 条・第 31 条
手続対象者	: 第一種・第三種鉄道事業者（使用条件の認可） 第三種鉄道事業者（譲渡条件の認可）
提出時期	: 許可を受けた路線に係る鉄道線路を第二種鉄道事業者に使用させようとするとき（使用条件の認可） 許可を受けた路線に係る鉄道線路を第一種鉄道事業者に譲渡しようとするとき（譲渡条件の認可）
提出方法	: 使用条件設定（変更）認可申請書又は譲渡条件設定（変更）認可申請書を国土交通省鉄道局業務課（使用させ又は譲渡しようとする相手が、年間の運賃・料金収入額が 30 億円を下回る鉄道事業者である場合、JR 貨物以外の貨物鉄道事業者である場合、期間限定の第二種鉄道事業者の許可を受けた者である場合は、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 使用契約書の写し、使用料の算出の基礎を記載した書類（使用条件の認可） 譲渡契約書の写し、譲渡価格の算出の基礎を記載した書類（譲渡条件の認可）
申請書様式	: 使用条件設定（変更）認可申請書又は譲渡条件設定（変更）認可申請書（書式は任意）。記載事項は鉄道事業法施行規則第 30 条第 2 項又は第 31 条第 2 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局業務課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1

東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先までお願いいたします。

3. 手続情報

審査基準：鉄道事業法第 15 条第 3 項

標準処理期間：3 週

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)

1. 案内情報

手続名	: 運賃及び料金の上限の認可
手続根拠	: 鉄道事業法第 16 条第 1 項 鉄道事業法施行規則第 32 条
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 運賃及び料金の上限を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 運賃（料金）上限設定（変更）認可申請書を国土交通省鉄道局業務課（年間の運賃・料金収入額が 30 億円を下回る鉄道事業者に係るもの、基本的でない運賃及び料金、JR 貨物以外の貨物鉄道事業者に係るものにあつては、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 原価計算書その他の運賃及び料金の上限の額の算出の基礎を記載した書類
申請書様式	: 運賃（料金）上限設定（変更）認可申請書（書式は任意）。記載事項は鉄道事業法施行規則第 32 条第 2 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局業務課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先までお願いいたします。

3. 手続情報

審査基準：鉄道事業法第16条第2項

標準処理期間：1ヶ月～4ヶ月

不服申立方法：(行政不服審査法の規定による)

1. 案内情報

手続名	: 運賃及び料金の届出
手続根拠	: 鉄道事業法第 16 条第 3 項・第 4 項 鉄道事業法施行規則第 33 条・第 34 条
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 運賃及び料金を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 運賃（料金）設定（変更）届出書を当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課（年間の運賃・料金収入額が 30 億円を上回る鉄道事業者に係る基本的で軽微でない運賃等にあつては、国土交通省鉄道局業務課）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	: 運賃（料金）設定（変更）届出書（書式は任意）。 記載事項は鉄道事業法施行規則第 33 条・第 34 条第 2 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局業務課	0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先までお願いいたします。

1. 案内情報

手続名	: 運輸に関する協定の届出
手続根拠	: 鉄道事業法第 18 条 鉄道事業法施行規則第 36 条
手続対象者	: 鉄道事業者
提出時期	: 運輸に関する協定を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 運輸に関する協定設定(変更)届出書を当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課(JR間に関するものによっては、国土交通省鉄道局業務課)へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 協定書の写し、協定の実施方法の細目を記載した書類
申請書様式	: 運輸に関する協定(料金)設定(変更)届出書(書式は任意)、記載事項は鉄道事業法施行規則第 36 条第 1 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局業務課	03 - 5253 - 8111
北海道運輸局鉄道部監理課	011 - 290 - 2731
東北運輸局鉄道部監理課	020 - 791 - 7526
新潟運輸局鉄道部監理課	025 - 244 - 6111
関東運輸局鉄道部監理課	045 - 211 - 7239
中部運輸局鉄道部監理課	052 - 952 - 8030
近畿運輸局鉄道部監理課	06 - 6949 - 6439
中国運輸局鉄道部監理課	082 - 228 - 8797
四国運輸局鉄道部監理課	087 - 835 - 6359
九州運輸局鉄道部監理課	092 - 472 - 4051

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先までお願いいたします。

1. 案内情報

手続名	: 索道事業の運賃の届出
手続根拠	: 鉄道事業法第 36 条 鉄道事業法施行規則第 50 条
手続対象者	: 索道事業者
提出時期	: 運賃を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 運賃設定(変更)届出書を当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請書様式	: 運賃設定(変更)届出書(書式は任意)。記載事項は鉄道事業法施行規則第 50 条第 2 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:	
北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先までお願いいたします。

1. 案内情報

手続名	: 索道事業の運輸に関する協定の届出
手続根拠	: 鉄道事業法第 38 条 (第 18 条準用)
手続対象者	: 索道事業者
提出時期	: 運輸に関する協定を設定又は変更しようとするとき
提出方法	: 運輸に関する協定設定 (変更) 届出書を当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 協定書の写し、協定の実施方法の細目を記載した書類
申請書様式	: 運輸に関する協定 (料金) 設定 (変更) 届出書 (書式は任意)、記載事項は鉄道事業法施行規則第 36 条第 1 項を参照
記載要領・記載例	: 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部監理課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 1
東北運輸局鉄道部監理課	0 2 0 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部監理課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 1
関東運輸局鉄道部監理課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 9
中部運輸局鉄道部監理課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 0
近畿運輸局鉄道部監理課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 9
中国運輸局鉄道部監理課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部監理課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 5 9
九州運輸局鉄道部監理課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 5 1

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先までお願いいたします。